

〇さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱

(平成21年6月15日保健福祉局長決裁)

最近改正:令和3年6月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業」の一環として実施する「さっぽろ食の安全・安心推進協定制度」について必要な事項を定め、事業者等が、事業活動全般にわたって行う積極的な衛生管理、コンプライアンス及び危機管理などの食の安全・安心に係る取組について情報を公開することにより安全な食品を提供する責務を果たし、もって消費者の安全な食品等の選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において協定とは、札幌市長（以下「市長」という。）が、事業活動及び取扱商品について事業者等が行う食の安全・安心に係る取組を認定した証として取り交わすものではなく、事業者等と市長が食の安全確保と消費者への信頼性の向上に向けた取組を協働・連携し推進することについて約すものをいう。

2 この要綱において協定締結者とは、市長と協定を取り交わした事業者等をいう。

3 この要綱において事業者とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条第1項に規定する食品等事業者のほか、食品に関連する事業者をいう。

4 この要綱において事業者等とは、事業者又はこれらの者を主たる構成員とする団体をいう。

第2章 協定の締結

(協定の基本項目等)

第3条 市長は、別に定めるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、協定締結に係る基本項目（以下「基本項目」という。）を示すものとする。

2 協定を締結しようとする事業者等は、ガイドラインに従い、基本項目のうち、特に詳細かつ重点的に取り組む事項（以下「マイルール」という。）を定めるものとする。

3 協定を締結しようとする事業者等は、札幌市（以下「市」という。）と協

議の上、第1項の基本項目の中に独自の必要な項目を盛り込むとともに、これに係るマイルールを定めることができるものとする。

- 4 マイルールは、他の法令等の規定に違反するものであってはならない。
(協定の締結等)

第4条 協定を締結しようとする事業者等は、基本項目に係る取組を従来より積極的かつ自主的に実施し、かつ、前条によりマイルールを定めた場合は、別記様式第1号により市長へ協定の締結に係る申出をすることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者等を除く。

- (1) 第7条第1項第2号の規定により協定を辞退した日から1年を経過しない者
 - (2) 第13条第1項の規定により協定を解除された日から1年を経過しない者
- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、マイルール等が食の安全確保等に係る取組を推進する内容であることを確認したうえで、別記様式第2号による協定書を取り交わすものとする。
- 3 市は、締結した協定に関して別表に定める事項を記載した台帳を備え付けるものとする。
- 4 市長は、第1項の申出による協定締結に同意しないと決定したときは、申出者に対し、別記様式第3号により通知するものとする。

(マイルールの公開と遵守)

第5条 協定締結者は、次のいずれかの方法により、マイルールを積極的に公開するよう努めなければならない。

- (1) ホームページによる公開
 - (2) 店頭表示等による公開
 - (3) パンフレット等による公開
 - (4) 商品等への記載による公開
 - (5) その他消費者が安全な食品を選択する目安となる方法による公開
- 2 協定締結者は、マイルールを遵守するとともに、その取組状況について公表に努めなければならない。
- 3 協定締結者は、消費者から要請があった場合は、誠実に対応し、マイルールに係る取組状況について公開に努めなければならない。

(協定マークの掲示等)

第6条 協定締結者は、市が別に定める「さっぽろ食の安全・安心推進協定締結者マーク」(以下「協定マーク」という。)を当該協定に係る施設に掲示等することができる。

- 2 協定締結者は、協定マークを適正に使用しなければならない。

(協定の辞退)

第7条 協定締結者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第4号により、協定書を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 協定を締結した施設の全部を廃止したとき、又は協定を締結した団体を解散したとき

(2) 協定を辞退するとき

2 前項の届出がない場合であっても、市が協定を締結した施設の廃止又は協定を締結した団体の解散を確認したときは、協定締結を辞退したものとみなす。

(取組状況の報告)

第8条 協定締結者は、協定締結年度の取組状況について、翌年度の4月30日までに別記様式第5号により市長に報告するものとする。ただし、第4条第2項の規定による協定締結日から起算して次条に規定する有効期限までの期間が3か月以内のときは、当該年度に係る報告を要しないものとする。

(有効期限等)

第9条 協定の有効期限は、協定締結した日の属する年度の3月31日までとする。

2 第7条第1項各号による届出が協定の有効期限が満了する日までにない場合、現に締結している協定は同一内容で、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

3 前条の規定は、更新後の取組状況の報告について準用する。

(協定締結内容の変更等)

第10条 協定締結者は、次の各号のいずれかの変更があった場合は、別記様式第6号により市長に届け出なければならない。

(1) 協定締結施設の名称又は所在地の変更

(2) マイルールの変更

(3) 協定締結者の氏名又は住所の変更

(4) 前3号に定めるほか、第14条第4項の規定により市長が公開している事項の変更

2 市長は、前項に規定する変更の届出があったときは、速やかに、第4条第3項に規定する台帳の内容を変更するものとする。

3 市長は、第1項に規定する届出の変更事項が協定書の記載事項であり、かつ、協定締結者が協定書の書換交付を希望する場合は、協定書を書換交付するものとする。

(協定書の再発行)

第11条 協定締結者は、協定書を紛失又はき損等したときは、別記様式第7

号により市長に再交付申請をすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する再発行申請があったときは、協定書を再交付するものとする。

(事故等発生時の対応等)

第12条 協定締結者は、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が明らかとなったときは、市へ速やかに報告するとともに、市と当該協定の取扱いについて協議し、協定の締結辞退の申出その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 故意又は重大な過失により、関係法令に基づく命令又は処分を受けたとき

- (2) 第3条第4項に違反したとき

- (3) その他協定締結者として相応しくない行為等があったとき

- 2 市は、協定締結者が前項各号に掲げる事項に該当したとき、又はその事実が明らかとなったときは、協定締結者に対して必要な措置を講ずるよう助言を行うとともに、協定の締結辞退を促すことができるものとする。

(協定の解除)

第13条 市は、前条第2項の規定に基づき助言及び協定の締結辞退を促したにも係らず、該当する事項が改善されず、かつ協定辞退の意向が示されないときは、その協定を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、協定を解除したときは、申出者に対し、別記様式第8号により通知するものとする。

(支援等)

第14条 市は、協定を締結しようとする事業者等のマイルールの設定について、助言等を行うものとする。

- 2 市は、食品等の安全・安心に関する情報を入手したときは、必要に応じて協定締結者に情報を提供するものとする。

- 3 市は、消費者の安全な食品等の選択に資するため、協定締結者がマイルールを公表する場合、必要な支援（ただし、財政的支援を除く。）を行うものとする。

- 4 市は、消費者の食品等の選択に資するため、ホームページその他の媒体により協定制度の趣旨及び協定締結者の氏名（法人においては法人名、団体においては団体名）、マイルールその他必要な事項を広報するものとする。

(業界団体の役割)

第15条 事業者を主たる構成員とする団体は、構成員がマイルールを設定・公開するなど食の安全の確保と消費者との信頼関係の構築に積極的かつ自主的に取り組むようその推進に努めるものとする。

第3章 雑則

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関して必要な事項は、食の安全担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- (1) 事業者の住所及び氏名（団体・法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の職・氏名）
- (2) 施設の所在地及び名称、屋号又は商号
- (3) 業種
- (4) 協定締結年月日
- (5) 協定締結番号
- (6) 不同意の場合はその通知年月日

協定締結申出書（事業者用）

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり、さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第4条第1項の規定により、協定の締結について申し出ます。

記

締 結 名 称 (屋号又は法人名等)			
申 出 者 情 報	電 話 番 号		公開 (可・否)
	F A X		公開 (可・否)
	E - m a i l		公開 (可・否)
	U R L		
マイルール			
マイルール 公開方法		店頭・ホームページ・パンフレット・商品の包装・ その他 ()	
担 当 者	氏名(役職)		
	所 在 地	〒 -	
	電 話 番 号	F A X	
	E - m a i l		
備 考			

- ※ 施設情報は、別紙により提出すること。
- ※ 食品衛生法に基づく営業許可証がある場合は、その写しを添付すること。
- ※ 申出者が個人の場合には、「住所」は非公開とする。
- ※ 申出者情報の「電話番号・FAX・E-mail」については、市のホームページ等による公開(可・否)を選択すること。なお、担当者の情報はすべて非公開とする。

別記様式第1号-1 別紙

施設情報		
施設 1	施設名	(業種：)
	所在地	〒 -
	電話番号	公開 (可・否)
	F A X	公開 (可・否)
	E - m a i l	公開 (可・否)
	U R L	
	備考	
施設 2	施設名	(業種：)
	所在地	〒 -
	電話番号	公開 (可・否)
	F A X	公開 (可・否)
	E - m a i l	公開 (可・否)
	U R L	
	備考	
施設 3	施設名	(業種：)
	所在地	〒 -
	電話番号	公開 (可・否)
	F A X	公開 (可・否)
	E - m a i l	公開 (可・否)
	U R L	
	備考	

※ 施設ごとにマイルールを設定する場合は、備考欄に記載すること。

協定締結申出書（団体用）

年 月 日

（あて先）札幌市長

住 所

名 称

（団体の名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第4条第1項の規定により、協定の締結について申し出ます。

記

団体情報	電話番号		公開（可・否）
	F A X		公開（可・否）
	E - m a i l		公開（可・否）
	U R L		
マイルール			
マイルール公開方法		店頭・ホームページ・パンフレット・商品の包装・その他（ ）	
担当者	氏名（役職）		
	所在地	〒 -	
	電話番号	F A X	
	E - m a i l		
備考			

※ 参画（加盟）事業者情報は、別紙により提出すること。

※ 団体の概要がわかる資料（会則、パンフレット、会員名簿等）を添付すること。

※ 団体情報の「電話番号・FAX・E-mail」については、市のホームページ等による公開（可・否）を選択すること。なお、担当者の情報はすべて非公開とする。

別記様式第1号-2 別紙

参画（加盟）事業者名簿			
事業者1	氏名		公開（可・否）
	住所	〒 ー	公開（可・否）
	電話番号		公開（可・否）
	F A X		公開（可・否）
	E - m a i l		公開（可・否）
	U R L		
	備考		
事業者2	氏名		公開（可・否）
	住所	〒 ー	公開（可・否）
	電話番号		公開（可・否）
	F A X		公開（可・否）
	E - m a i l		公開（可・否）
	U R L		
	備考		
事業者3	氏名		公開（可・否）
	住所	〒 ー	公開（可・否）
	電話番号		公開（可・否）
	F A X		公開（可・否）
	E - m a i l		公開（可・否）
	U R L		
	備考		

※ 参画（加盟）事業者の情報について、市のホームページ等による公開（可・否）を選択すること。

(第 号)

「(締結名称)と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定」協定書

締結名称と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

○ **締結名称**は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

【基本項目】
 1 施設等の衛生管理 2 商品の品質管理
 3 従事者等の衛生管理 4 問題発生時の危機管理
 5 1～4以外の食の安全・安心に関する事項

○ 札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう広報などの支援を積極的に行います。

年 月 日

〇〇〇〇(株) 札幌市
 代表取締役 △△□□ 市長 ▲▲■

【わが社のマイルール】
 基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

(第 号)

「(団体名称)と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定」協定書

団体名称と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

○ **団体名称**は、会員各社に対し、各社がこれまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組むよう、その推進に努めます。

【基本項目】
 1 施設等の衛生管理 2 商品の品質管理
 3 従事者等の衛生管理 4 問題発生時の危機管理
 5 1～4以外の食の安全・安心に関する事項

○ 札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう広報などの支援を積極的に行います。

年 月 日

〇〇〇〇協会 札幌市
 会長 △△□□ 市長 ▲▲■

【団体のマイルール】
 基本項目に係る次の事項について取り組みます。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

別記様式第3号

番 号
年 月 日

(申出者名) 様

札幌市長

協定締結不同意通知書

年 月 日付けでありましたさっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第4条第1項の規定に基づく協定締結の申出につきましては、下記のとおり同意できませんので通知します。

記

1 協定を締結できない理由	
2 申出施設	
施設名称	
施設所在地	
業種	

協定辞退届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

(法人・団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 辞退する理由		
2 辞退する施設		
締結番号	第	号
施設名称		
施設所在地		
業 種		
担当者	氏名(役職)	
	連絡先電話番号等	

※ 辞退する施設が複数ある場合は、別紙により提出すること。

※ 辞退する施設の協定書を添付すること。

協定取組状況結果報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

(法人・団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

さっぽろ食の安全・安心推進協定におけるマイルールの内容について、下記のとおり取り組みましたので、さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第8条の規定により報告します。

記

協定締結番号		第 号	
マイルールの 取組実施状況結果			
協定締結 者である 旨の表示	協定締結者マークによる表示	店頭・ホームページ・パンフレット・商品の包装・ その他 ()	
	文字による表示	店頭・ホームページ・パンフレット・商品の包装・ その他 ()	
担当者		氏名(役職)	
		連絡先電話番号等	

※ 3月31日までのマイルールの取組状況結果について、簡潔に記載し翌年度の4月30日までに提出する。

協定変更届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

(法人・団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

さっぽろ食の安全・安心推進協定の締結内容について、下記のとおり変更したいので、さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

記

協定締結番号	第 号	
施設名称		
施設所在地		
業 種		
変 更 事 項	登録施設名・施設所在地・マイルール・締結者氏名・締結者住所・ その他公開事項 ()	
変更前の内容		
変更後の内容		
変更年月日		
協定書の書換交付	希望する ・ 希望しない	
担当者	氏名(役職)	
	連絡先電話番号等	

※ 変更する施設が複数ある場合は、別紙により提出すること。

※ 変更事項が協定書の記載事項であり、かつ、協定書の書換交付を希望する場合は、現に締結している協定書を添付すること。

協定書再交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

(法人・団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第11条の規定により再交付を申請します。

記

協定締結番号	第 号	
施設名称		
施設所在地		
業 種		
担当者	氏名(役職)	
	連絡先電話番号等	

※ 再交付する施設が複数ある場合は、別紙により提出すること。

※ 協定書がき損等した場合は、その協定書を添付すること。

番 号
年 月 日

(協定締結者) 様

札幌市長

協定解除通知書

年 月 日付けで締結したさっぽろ食の安全・安心推進協定について、さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり解除いたしましたので通知します。

記

1 協定解除年月日	年 月 日
2 解除する理由	
3 解除する施設	
協定締結番号	第 号
施設名称	
施設所在地	
業 種	